

# 貿易関係貿易外取引等に関する省令

通商産業省令第8号 平成10年3月4日

最終改正 経済産業省令第67号 平成19年9月28日

## 第1条から第7条まで（略）

（銀行等の確認等）

## 第8条 銀行等（法第16条の2に規定する銀行等をいう。

以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第17条第1項第一号に規定する支払等又は同項第三号の規定に基づく令第7条第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変更許可証（第3項において「許可証等」という。）の提示を求め、経済産業大臣の許可を受けていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。

2 銀行等は、その顧客の支払等が法第17条第1項第三号の規定に基づく令第7条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該貨物の輸入に係る輸入承認証の提示を求め、経済産業大臣の輸入の承認を受けていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。

3 銀行等は、前2項の規定による確認の上その顧客と支払等に係る為替取引を行ったときは、当該顧客から提示を受けた許可証等又は輸入承認証の裏面の「銀行等の記載欄」に当該支払等に係る為替取引を行った年月日及び金額を記入の上、確認印を押印し、当該許可証等又は輸入承認証を当該顧客に返還するものとする。

## 第9条第1項第一号から第九号まで（略）

十 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域において提供する取引（販売されるものに限る。）であって、第四号イ又はロに該当するものを除く。

（一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者

による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）若しくは

公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

（二）使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 令別表の8の項及び9の項の中欄に掲げるプログラムであって、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域において提供する取引（販売されるものに限る。）であって、第四号イ又はロに該当するものを除く。

（一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面により確認できるものに限る。）

（二）暗号機能が使用者によって変更できないもの

（三）使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ハ 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供されるプログラムであって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引

（一）当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの

（二）当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないもの

ニ 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は需要者に対して提供する取引

（一） 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

（二） 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

#### 第9条第2項から第10条まで（略）

（通知の送達等）

第11条 令第6条の2第3項、第16条第1項若しくは第18条の3第1項又は前条第3項の規定による通知は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所又は営業所若しくは事務所に当該通知の内容を記載した文書を送達して行う。

2 通常の見扱による郵便又は信書便によつて前項に規定する文書を送信した場合には、その郵便物又は信書便事業者が送達する信書便法第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 経済産業大臣は、通常の見扱による郵便又は信書便によつて第1項に規定する文書を送信する場合には、当該文書の送達を受けるべき者の氏名（法人にあつては、その名称）、あて先及び当該文書の送信の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

#### 第11条第4項から第6項まで（略）

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 3 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 4 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 5 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等の記載欄

送金（又は受領）年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 3 鉱業権等の移転等に係る取引については2の(2)の欄は記載する必要はない。
- 4 保証については2の(4)の欄は記載する必要はない。
- 5 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 6 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 7 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等の記載欄

送金（又は受領）年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 3 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 4 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等の記載欄

〔 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項の規定により許可を受けた許可証については、  
記載する必要はない。 〕

送 金 ( 又 は 受 領 ) 年 月 日	金 額	銀 行 等 確 認 印

(裏面)

銀行等の記載欄

〔 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 3 項の規定により許可を受けた許可証については、  
記載する必要はない。 〕

送金（又は受領）年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印